

平成23年(行ツ)第328号

平成23年(行ヒ)第367号

上告人 兼 上告受理申立人 疋田 哲也

被上告人 兼 相手方 東京都

上告受理申立理由補充書(1)

2012(平成24)年2月21日

最高裁判所 第一小法廷 御中

上告人兼上告受理申立人	疋田 哲也
同 代理人弁護士	津田 玄児
同 代理人弁護士	福島 晃

1 原審「判決」が、上告受理申立て人には教師として適格であると具体的事実をもって陳述する多数の陳述を踏まえ、わずかな陳述と信憑性の薄い文書のみで、教師として「不適格」として分限免職処分を行ったことを「不合理ではない」と判断した不合理性について。

2 原審「判決」が、上告受理申立て人に対する処分理由には重大な「虚偽」があり、それは処分者側の「悪意」による処分とその信用失墜行為があったことを如実に示すことがらであり、またこの虚偽を明確に実証している陳述書とその陳述者についての証人申請があったにも関わらず、この点について検討せず、看過して「判決」を下しているという不公正について。

3 原審「判決」は「経緯や態様が悪質な体罰を繰り返した上、被害生徒や保護者を巻き込んで隠ぺいを図るような行為に及ぶなどした控訴人の問題点は、相当に深刻かつ重大であり、指導による改善も容易でないと見込まれる」と結論づける、その根拠は極めて薄弱である。疋田教諭の教師としての「適格性」を支持する陳述書を正当にとりあげれば、「経緯や態様が悪質な体罰を繰り返した」という判断できるはずがなく、これも原審「判決」の不合理性を表出している。

4 原審「判決」が、地方裁判所の審理過程で指摘された、処分者東京都側の処分検討

過程での検討不備を指摘していたにも関わらず、その検討不備とされたその文書を、上告受理申立て人が教員として不適格と判断することの合理性を裏付ける文書として用いてしまっている不合理性について。

1 原審「判決」が、上告受理申立て人には教師として適格であると具体的事実をもって陳述する多数の陳述を踏まえず、わずかな陳述と信憑性の薄い文書のみで、教師として「不適格」として分限免職処分を行ったことを「不合理ではない」と判断した不合理性について。

原審「判決」は、直接的な見聞及び体験の客観的分析によって論述された、疋田教諭及びその教育活動に対する、客観的事実にもとづく「信頼」及び教師として「適格性」であるとする多数かつ多彩な立場からの陳述書の主張を踏まえず、「適格性」を否定する処分者側のわずかな数の陳述と、根拠薄弱な文書のみによる主張だけをとりあげ、疋田教諭を教師として「不適格」として分限免職した処分が「不合理とはいえない」と「判決」した。これは対立する主張について慎重な審理を怠った、極めて公正さに欠けた判決である。

この裁判では、疋田教諭が教員として決して「不適格」ではないことを証明する陳述が多数提出されている。その中でも、特に、疋田教諭の人柄を知った上で、教員としての「適格性」を証明するものは計 31 件に及ぶ。これらは上告受理申立て理由書に、改めて、その抜粋を列記した以下のものであり、具体的には以下のものであり、疋田教諭との関係も生徒、生徒の保護者、同僚、管理職、知人、友人とその属性も多彩である。また、すでに成人した生徒からの陳述が 17 件と多数に及んでいる。

〔1〕 保護者の陳述より（5件）

- ① 小平5中時代の生徒の保護者 ■■■■さんの陳述書（甲26）
- ② 小平5中時代の生徒の保護者 ■■■■さんの陳述書（甲114）
- ③ 東久留米西中時代の生徒の保護者 ■■■■さんの陳述書（甲86）
- ④ 東久留米西中時代の生徒の保護者 ■■■■さんの陳述書（甲109）
- ⑤ 東久留米西中時代の生徒の保護者 ■■■■さんの陳述書（甲164）

〔2〕 生徒（卒業生）の陳述より（17件）

- ① 小平5中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書（甲20）
- ② 小平5中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書（甲21）
- ③ 小平5中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書（甲22）

- ④ 小平5中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 (甲115)
- ⑤ 小平5中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 (甲121)
- ⑥ 小平5中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 (甲122)
- ⑦ 小平5中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 (甲162)
- ⑧ 小平5中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 (二つ目 甲253)
- ⑨ 東久留米西中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 (甲48)
- ⑩ 東久留米西中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 (甲84)
- ⑪ 東久留米西中時代の生徒 ■■■■・柳井基さんの陳述書 (甲85)
- ⑫ 東久留米西中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 (甲124)
- ⑬ 中村中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 (甲87)
- ⑭ 中村中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 (甲118)
- ⑮ 中村中時代の生徒 ■■ ■■さんの陳述書 (甲119)
- ⑯ 中村中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 (甲123)
- ⑰ 中村中時代の生徒 ■■■■さんの陳述書 (甲131)

〔3〕 もと同僚・管理職の陳述より (4件)

- ① 中村中時代の同僚 ■■■■さんの陳述書 (甲47)
- ② 中村中時代の校長 ■■■■さんの陳述書 (甲83)
- ③ 中村中時代の教頭 ■■■■さんの陳述書 (甲92)
- ④ 東久留米西中時代の同僚 竹間暢明の陳述書 (甲165)

〔4〕 上告受理申立人の教育活動と関係していた知人の陳述より (2件)

- ① 他校の中学校の教員 ■■■■さんの陳述 (甲88)
(研修として疋田教諭の授業の参観をした)
- ② 映像プロデューサー ■■■■さんの陳述 (甲91)
(上告受理申立人とともに性教育のビデオ教材を作成した)

〔5〕 上告受理申立人の人柄を知る知人・友人の陳述より (3件)

- ① 生命保険外交員 ■■■■さんの陳述
(上告受理申立人が入っている生命保険を担当している外交員
～保険業務で上告受理申立人と会話する中で、その人柄をよく知り、また、教師としての姿勢も垣間見ている～) (甲89)
- ② 音楽活動関係の友人 ■■■■さん (甲116)
- ③ 大学時代の友人 ■■■■さん (甲90)

これらのうち29件は、疋田教諭が公立中学校の教師として行っていた教育活動について、当時、その様子を自らの体験として具体的に知っていた上で書かれている。また、いずれも、ただ感情的に疋田教諭を擁護するものとして書かれているのではなく、それぞれが関わった具体的な事実にもとづいて、疋田教諭の教員としての適格性を、裁判官に対し、

訴えている。

それらは当然のことながら、疋田教諭が 2003 年 2 月に教員として「不適格」という理由で分限免職されたことと、列記された処分理由を知った上で、なお、疋田教諭は教員として決して「不適格」ではないと主張しているのである。その中には、処分理由の曲解・虚偽の指摘をする陳述もある。また、「体罰」事件にふれて、それは一過性の誤りであり、疋田教諭の「性格」「人格」から導かれるものではなく、疋田教諭は「体罰」の問題を克服できると、これまでの疋田教諭の教師としての姿勢、あり方を根拠に主張し、陳述している。

これに対し、処分者側から提出された陳述書は、証人尋問に立った 4 人以外には、わずか 2 件にすぎない。

しかるに、原審「判決」は、疋田教諭の教師としての適格性を支持する、これらの信憑性の高い多数の陳述書の主張を、単に「約 24 年の教育経験」という把握に収めてしまい、疋田教諭の「適格性」について検討する素材として正当に取り扱っていない。もっぱら東京都教育委員会が提出したわずかな陳述書と、また信憑性が疑われる、PTA 役員会代表による「要望書」及び執筆者が特定できない匿名の「告発文」を用いて、疋田教諭を教員として「不適格」とする処分者側の主張を肯定してしまっている。これは対立する主張を慎重に審理するという点において、極めて公正さに欠けた、問題のある判決であるといえる。

2 原審「判決」が、上告受理申立て人に対する処分理由には重大な「虚偽」があり、それは処分者側の「悪意」による処分とその信用失墜行為があったことを如実に示すことがらであり、またこの虚偽を明確に実証している陳述書とその陳述者についての証人申請があったにも関わらず、この点について検討せずに見過して「判決」を下しているという不公正について。

疋田教諭の教え子を書いた陳述書の中には、処分理由に上げられている事柄、また、東京都教育委員会がさらに処分理由として追加してきた事項などについて、その虚偽性を自ら調査した結果をもとに指摘しているものもある。それらの事項の処分者側（東京都教育委員会側）の解釈が曲解であることを示唆しているものもある。

それらの中には、処分理由に上げられた二つの体罰事件のうちの一つで、「体罰」を受けた生徒自身が、地方裁判所での審理と、高等裁判所での審理のそれぞれにおいて提出した二つの「陳述書」がある（甲 162、甲 253）。

そこでは、当該生徒を疋田教諭が「左ほおを右手のこぶしで三回殴り」と「処分理由」に記述されている事柄について、そもそも殴られた事実はないこと、記述の根拠として提出された「服務事故報告」に当該生徒が校長に「当時の状況を説明した」と書かれている、そのこと自体についても、そもそも校長から聞き取り調査をされていないと、その虚偽を陳述している。

「左ほおを右手のこぶしで三回殴り」という叙述は、疋田教諭が当該生徒に行った「体罰」の態様をより悪く見せる表現で、これは疋田教諭にとって極めて不利になることである。このような記述が過失で挿入されることは考えられず、これは「服務事故報告」を行った側の疋田教諭に対する「悪意」をもった姿勢を象徴することがらといえる。

当該生徒は疋田教諭が自分に行った「体罰」行為について、そこに虚偽による架空の行為が付け加えられ、そのことを自分が校長に述べたと、さらに虚偽による記録がつくられ、それが疋田教諭を教員として「不適格」とする理由の一つにされたことについて、憤りをもって陳述書を書いている。

当該生徒は上告受理申し立て人側から高等裁判所に提出したドキュメンタリー映画「ジョニーを返せ」に出演しており、その中で疋田教諭の授業は面白かったと語り、疋田教諭は5年たっても忘れない思い出深い教師であったこと、処分理由にあげられた、自分に対する「体罰」事件を一つの根拠として、疋田教諭が教師を辞めさせられることは望んでいないことをはっきりと証言している。当該生徒にとって、このような「虚偽」は疋田教諭と当該生徒との信頼関係をまさに壊しかねない行為として認識されているのである。

従って、原審「判決」（地方裁判所及び高等裁判所）は、本来、この処分者、東京都教育委員会が「処分理由」の中で、疋田教諭が当該生徒を「こぶしで三回殴った」という、当該生徒が虚偽だと指摘している事柄の問題性を指摘すべきであった。つまり、この事実は、処分者が処分の判断を慎重に行っていなかったことを象徴することがらであること、さらに不当な「悪意」による処分審査があったおそれも推測されること、さらにこの管理職及び行政による対応は、教師に対する管理職・行政の不当労働行為であるばかりでなく、生徒と教師との信頼関係を、管理職及び行政が損なうという、信用失墜行為でもあることを指摘すべきであった。この点は、別の体罰事件においても類推されることである。

また、もし原審が、「虚偽」を指摘し、疋田教諭への「信頼」述べる当該生徒の陳述書の内容及びドキュメンタリー映画での証言に疑いをもつなら、上告受理申し立て人による当該生徒の証人申請を受け入れ、当該生徒の証人尋問を行うべきであった。

ところが原審「判決」は、この虚偽問題と当該生徒による疋田教師への「信頼」表明に一切ふれず、「体罰に及んだ際の状況等についてみると、生徒Aに対しては、持ち込みが禁止されている缶ジュースを持ち込んだことをとがめる目的で、生徒Aに足払いをして床に倒し、靴(内履き用のズック)を履いた足で同生徒の頭部を押さえつけたまま大声で注意をしたというものであるが(第3の1(4)ア(イ)),そのような目的のために当該行為にまで及ばなければならない必要性については合理的な説明がつかない」(p. 15)とまとめてしまっている。

当該生徒が「虚偽」と指摘している「こぶしで殴った」について、その表現の使用は避けている。しかし、なぜ避けているのが言及していない。従って、そのような事柄と表現が「処分理由」に記述された問題について、ただその表現の使用を避けるのみで、その問題性について言及していない。

また、当該生徒が疋田教諭に対して示している「信頼」についても一切ふれず、疋田教

諭の「行為」を「合理的説明がつかない」という表現で、疋田教諭の人格問題に結びつけるように誘導して記述している。すなわち、控訴人は、このような体罰を繰り返しているのであるから、その問題は、一過性のものではなく、根深いものであるといわざるを得ないし、言語を通じての指導力の弱さや他人の人格を尊重する意識の弱さ、あるいは時に感情の抑制が利かなくなるといった性格、性向(控訴人自身が感情的になって体罰に及んだことを自認している(第3の1(5)工(ア), (ウ)。))を徴表する行動や態度であると認めざるを得ないものである。」(p.16)と結論づけてしまい、取り上げられた「行為」について、教師と当該生徒及びそこにいた生徒たちとの間でつくられていたどのような雰囲気の中でそれが行われたのか、その慎重な検討を行うことを放棄しているのである。

これはあまりにも不公正であり、不合理である。

3 原審「判決」は「経緯や態様が悪質な体罰を繰り返した上、被害生徒や保護者を巻き込んで隠ぺいを図るような行為に及ぶなどした控訴人の問題点は、相当に深刻かつ重大であり、指導による改善も容易でないと見込まれる」と結論づける、その根拠は極めて薄弱である。疋田教諭の教師としての「適格性」を支持する陳述書を正当にとりあげれば、「経緯や態様が悪質な体罰を繰り返した」という判断できるはずがなく、これも原審「判決」の不合理性を表出している。

原審「判決」は他の体罰事件についても、当時の教師と生徒との関係について丁寧に検討しないままに、「控訴人は、このような体罰を繰り返している」p.16、「経緯や態様が悪質な体罰を繰り返した」p.24と記述している。

すなわち「経緯や態様」がどのような意味で「悪質」なのか、「経緯や態様が悪質な体罰」を、何をもって「繰り返した」といえるのか、その根拠を示さないまま、「雰囲気」で断定してしまっている。これは論理的・合理的判断が求められる裁判での「判決」とはおおよそ考えられない、不合理な類推といえる。

疋田教諭が「経緯や態様が悪質な体罰」を繰り返す教諭ではなかったことは、前述の複数の保護者がその陳述で明記し(甲26ほか)、また地方裁判所で証人尋問に立った保護者も指摘している(2009年5月27日速記録p.27)のであるから、裁判官はその点をきちんと踏まえるべきである。

4 原審「判決」が、地方裁判所の審理過程で指摘された、処分者東京都側の処分検討過程での検討不備を指摘していたにも関わらず、その検討不備とされたその文書を、上告受理申立て人が教員として不適格と判断することの合理性を裏付ける文書として用いている不合理性について。

原審「判決」が、東京教育委員会が処分理由として提示してきた事柄をあげて「簡単に矯

正することのできない持続性を有する素質、性格等に基因してその職務の円滑な遂行に支障を生ずる高度の蓋然性が認められ」と断定していることは、極めて独善的な類推にすぎない。

何故、すでに解決してしまった自動車通勤問題が、また、多数の教材を自身が管理を委任されている教室・準備室で保管することが、また、正式な職務命令を受け、その妥当性を判断した際にはそのほとんどを片付けてしまい、わずかに数点、残っている状態にしてしまった事柄を、東京都教育委員会が、処分理由として、わざわざ過去にさかのぼらなければ提示できなかった、そのような事柄を、「職務の円滑な遂行に支障を生ずる高度の蓋然性」が疋田教諭の人格にあると判断する根拠にできるのか。

また、生徒・保護者との信頼関係について原審「判決」は「生徒Bの体罰に関するその後の対応も、客観的事実に反する弁解をし、被害生徒らを巻き込んで隠ぺいを図るような行為に及ぶなど、教育者にあるまじき対応と指弾されても仕方がない対応を執ってしまった」と指摘し、これをもって、「控訴人の職は公立中学校の教育公務員であり、その立場上、生徒及び保護者から広く信頼を得ることが極めて重要であるのに、自らの行為によって、その信頼関係を根底から破壊してしまっている」とし、このことも疋田教諭の「人格」の問題、「矯正することのできない持続性を有する素質、性格等」につなげて解釈している。

しかし、これはある一つの過ちにすぎず、それを疋田教諭の「人格」問題につなげる根拠はどこにもなく、その論証もなされていない。

原審「判決」はこれに加えて、「(控訴人を教壇に立たせないでほしい旨のPTA役員会代表名義の要望書が提出されていることからすれば、実際に、少なくとも一部の保護者からは完全に信頼を失うに至っていることもうかがわれる。)」との一節を続けて記述しているが、ここで記述の根拠としている「PTA役員会代表名」の「要望書」はそれ自体、疋田教諭の当時の同僚が書いている「陳述書」(甲120)から分かるように、その内容は信憑性が乏しく、個々の記述内容は無記名のものであり、また、そこで指摘された疋田教諭への批判は、疋田教諭本人による反論(甲71)はもとより、当時の教え子が陳述書(甲121)で、その一つひとつの虚偽性を自身の体験及び独自の調査によって指摘しているものである。そのような信憑性の乏しい内容を列記した「要望書」を根拠に、「少なくとも一部の保護者からは完全に信頼を失うに至っていることもうかがわれる。」と類推する記述は、およそ「判決」というもので示されるべき論理的記述の水準に達しないといえる。

この「要望書」については、地方裁判所で、当時の東京都教育委員会管理主事、佐藤正吉氏の証人尋問が行われた際に、この「要望書」が疋田教諭の処分方法を「懲戒処分」から「分限処分」に切り替えて検討する根拠となったとする証言を受けて、当時の鈴木拓児裁判官が、この「要望書」を出したPTA役員代表に東京都教育委員会が「事情聴取」しなかったことを確認し、その上で、「要望書の中には、私たちに寄せられている意見の中には養護派もいますというふうに書いてありますよね。そうするとPTAで意見が分かれているということを書いてあるところがあると思うんですけども、それであれば要望書という

ものについて、もう少し慎重に判断するということがあっても良かったんじゃないでしょうか。」と指摘している（2009年6月22日 速記録p.33-34）。このような審理過程があったにも関わらず、原審は、高裁で控訴人が証人申請したにも関わらず、このPTA代表の証人尋問を実施せず、そのまま「判決」では、この「要望書」を根拠に上述のように「一部の保護者からは完全に信頼を失うに至っている」と指摘して、疋田教諭が保護者から信頼を失っていることを強調する根拠に用いているのである。これは、裁判所が東京都教育委員会に対して指摘した史料批判欠如の問題を、原審が自らも犯して、判決を出してしまったという、その過失を如実に示す事実といえる。

5 以上、指摘した点を踏まえて、最高裁判所においては本件につき、慎重な上にも慎重な審理をされたい。

以上